

安全保障委員会

安全保障調査室

所管事項の動向

1 我が国を取り巻く安全保障環境

(1) 中国、尖閣、台湾

中国は、我が国周辺の海空域において、力を背景とした一方的な現状変更やその試みを推し進めている。尖閣諸島周辺海域では、中国海警船がほぼ毎日接続水域で確認されているほか、領海侵入も頻繁に繰り返しており¹、近年、それら海警に所属する船舶は大型化・武装化が図られている。また、我が国周辺で中露軍が艦艇の共同航行や爆撃機の共同飛行を実施するなど、ロシアとの軍事面での連携を強化している。

中国は、台湾周辺での軍事活動も活発化させている。2022（令和4）年8月に米国のペロシ下院議長が台湾を訪問すると、中国人民解放軍は同月4日、9発の弾道ミサイルを発射し、そのうち5発は我が国の排他的経済水域（EEZ）内に落下した。台湾当局によれば、その後、中国軍機による台湾海峡における中台「中間線」越えが常態化しているとされる²。中国は、台湾政策について「最大の誠意と努力を尽くして平和的統一の実現を目指す」としつつ、「決して武力行使の放棄を約束しない」姿勢を示している³。

このような中国の動向等から、我が国は、2022（令和4）年12月に策定した国家安全保障戦略において、台湾海峡の平和と安定について「インド太平洋地域のみならず、国際社会全体において急速に懸念が高まっている」と述べるとともに、中国の対外的な姿勢や軍事動向等を「これまでにない最大の戦略的な挑戦」と位置付けている。

台湾有事が発生した場合の我が国の関与について、政府はこれまで具体的に示していないが、そのまま放置すれば我が国への直接の武力攻撃に至るおそれがあるとして「重要影響事態」に認定し、台湾防衛に従事する米軍等への後方支援活動を行う可能性や、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされるとして「存立危機事態」に認定し、集団的自衛権に基づいて防衛出動を行う可能性も指摘されている。なお、在日米軍基地を含む我が国領土への直接の攻撃があれば「武力攻撃事態」に認定し、個別的自衛権に基づく武力行使が可能となる。

台湾有事への懸念が高まる中、2024（令和6）年1月13日に行われた台湾総統選では、対中強硬派として知られる与党・民進党の頼清徳副総統が当選した。これについて中国政府は、「民進党が（台湾）島内の主流の民意を代表できないことを示した。祖国が最後には統一されるのを妨げることはできない」と表明し、反発した。中台関係の今後の動向が注目される。

¹ 2023（令和5）年には中国海警船が接続水域に1年間で過去最多の回数となる352日入域した。また、同年3月末から4月初めには海警船の同海域の領海への連続侵入が80時間超と過去最長を更新した。

² 1950年代に米国が設定したとされる台湾海峡上の線。「中間線」越えは偶発的衝突も招きかねない行為であることから、従前は暗黙の了解により、長く中間線以東への進入は控えられてきた。なお、台湾当局によると、2023（令和5）年末以降、中国が飛ばしたとみられる気球が中間線を越えて飛来し、そのうち一部は台湾本島の上空を通過したとされる。

³ 2022（令和4）年10月の中国共産党大会における習近平総書記の報告などによる。

(2) 北朝鮮

北朝鮮は、近年、極超音速ミサイルと称するものや、新型短距離弾道ミサイル（SRBM）、大陸間弾道ミサイル（ICBM）級など、各種ミサイルを立て続けに発射している。2023（令和5）年にICBMの発射は5回あり、いずれも弾頭重量等によっては米国全土が射程に含まれるとみられ、このうち3回は従来の液体燃料式に比べ、保管や取扱いが容易で即時発射などの点で優位にある固体燃料式であったと推定されている。また、衛星の打上げを目的とした弾道ミサイル技術を用いた発射では、同年5月及び8月の2回は失敗したが、11月の発射について、防衛省は何らかの物体が地球を周回していることを確認したとしている。

核開発についても、北朝鮮が2018（平成30）年に爆破を公開した北東部・豊溪里（プンゲリ）の核実験場の再整備を進め、核実験の準備を完了したとの分析があり、7回目の核実験を行う可能性が懸念されている。

2023（令和5）年9月、金正恩氏はロシアを訪問し、露朝首脳会談を行った。ウクライナ侵略で兵器不足に陥ったロシアへの砲弾提供や、軍事偵察衛星開発を進める北朝鮮への技術支援など、軍事協力拡大について協議したとみられる⁴。

他方、同年12月の朝鮮労働党中央委員会総会において、同氏は南北統一を目指さない政策方針を明言し、2024（令和6）年1月5日以降、北朝鮮軍が韓国との海上の軍事境界線にあたる北方限界線付近で連日砲撃を行うなど、朝鮮半島の緊張は高まっている。

最近の北朝鮮によるミサイル等発射の動き（2023（令和5）年以降）

年月日	ミサイルの種類	飛行距離	主な特徴
2023. 1. 1	弾道ミサイル1発	約350 km	○最高高度約100 km程度を飛行と推定
2. 18	ICBM級の弾道ミサイル1発	約900 km	○最高高度約5,700 km程度で、北海道渡島大島の西方約200 kmのEEZ内に落下したと推定
20	弾道ミサイル2発	①約400 km ②約350 km	①最高高度約100 km程度を飛行と推定 ②最高高度約50 km程度を飛行と推定
23	戦略巡航ミサイル4発	約2,000 km (※1)	○北朝鮮は、2,000 km先の標的に命中した旨発表
3. 9	短距離弾道ミサイル6発 (※2)	—	
12	戦略巡航ミサイル2発	約1,500 km (※1)	○北朝鮮は、潜水艦から発射したミサイルが1,500 km先の標的に命中した旨発表
14	短距離弾道ミサイル2発 (※2)	611.4 km (※3)	○北朝鮮は、「地对地戦術弾道ミサイル」を発射し、611.4 km先の標的に命中した旨発表
16	ICBM級の弾道ミサイル1発	約1,000 km	○最高高度約6,000 km以上を飛行と推定
19	弾道ミサイル1発	約800 km	○最高高度約50 km程度を飛行と推定
22	戦略巡航ミサイル4発	約1500 km～ 1800 km (※1)	○北朝鮮は、4発のうち2発を高度600mで空中爆発させたと発表
27	弾道ミサイル2発	約350 km	○最高高度約50 km程度を飛行と推定

⁴ 『東京新聞』（2023.9.14）等

年月日	ミサイルの種類	飛翔距離	主な特徴
4. 13	I C B M級の弾道ミサイル1発	約 1,000 km	○新型の3段式・固体燃料推進方式のI C B M級弾道ミサイルと推定 ○北朝鮮は「火星 18」と発表
5. 31	弾道ミサイル技術を使用した衛星とみられるもの(1発)	—	○黄海上空で焼失したと推定 ○北朝鮮は、軍事偵察衛星を発射したが黄海に墜落したと発表
6. 15	弾道ミサイル少なくとも2発	①約 850 km ②約 900 km	①②最高高度約 50 km程度で、石川県舳倉島の北北西約250 kmのE E Z内に落下したと推定
7. 12	I C B M級の弾道ミサイル1発	約 1,000 km	○最高高度約 6,000 km以上を飛翔と推定 ○北朝鮮は「火星 18」と発表
19	弾道ミサイル2発	①約 550 km ②約 600 km	①②最高高度約 50 km程度を飛翔と推定
22	巡航ミサイル数発(※2)	—	
24	弾道ミサイル2発	①約 350 km ②約 400 km	①②最高高度約 100 km程度を飛翔と推定
8. 24	弾道ミサイル技術を使用した衛星とみられるもの(1発)	—	○衛星の打上げに失敗したものとみられる ○北朝鮮は、軍事偵察衛星の打上げに失敗したと発表
30	弾道ミサイル2発	①約 350 km ②約 400 km	①②最高高度約 50 km程度を飛翔と推定
9. 2	戦略巡航ミサイル2発	約 1500 km (※1)	○北朝鮮は、標的の上空高度約 150mで空中爆発させたと発表
13	弾道ミサイル2発	①約 350 km ②約 650 km	①②最高高度約 50 km程度を飛翔と推定
11. 21	弾道ミサイル技術を使用した衛星とみられるもの(1発)	—	○北朝鮮が発射した何らかの物体が地球を周回していることを確認 ○北朝鮮は、軍事偵察衛星「万里鏡 1号」の打上げに成功したと発表
12. 17	弾道ミサイル1発	約 400 km	○最高高度約 50 km程度を飛翔と推定
12. 18	I C B M級の弾道ミサイル1発	約 1,000 km	○最高高度約 6,000 kmを飛翔と推定
2024. 1. 14	弾道ミサイル1発	少なくとも約 500 km	○最高高度約 50 km程度以上を飛翔と推定
24	巡航ミサイル数発(※2)	—	

(※1) 北朝鮮の発表による。(※2) 韓国軍の発表による。(※3) 報道による。
(出所) 防衛省資料及び報道等を基に作成

2 安保三文書

2022(令和4)年12月16日、「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」の安保三文書が国家安全保障会議及び閣議で決定された。

(1) 各文書のポイント

ア 国家安全保障戦略

- 1 **国際秩序が重大な挑戦**に晒され、国際関係において地政学的競争や地球規模課題への対応等、**対立と協力の様相が複雑に絡み合う時代**。
我が国は、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面。周辺国・地域が急速に軍備増強。力による一方的な現状変更の試みが増加。**有事・平時と軍事・非軍事の境目が曖昧**に。
伝統的な外交・防衛のみならず、**経済・技術など多岐にわたる安全保障上の問題が生起**。我が国は、国益を守るべく、**総合的な国力を有機的かつ効率的に活用**する。

【各国・地域の安全保障上の動向】

中国

現在の中国の対外的な姿勢や軍事動向等は、我が国と国際社会の深刻な懸念事項であり、我が国の平和と安全及び国際社会の平和と安定を確保し、法の支配に基づく国際秩序を強化する上で、**これまでにない最大の戦略的な挑戦**であり、我が国の総合的な国力と同盟国・同志国等との連携により対応すべきものとなっている。

北朝鮮

北朝鮮の軍事動向は、我が国の安全保障にとって、**従前よりも一層重大かつ差し迫った脅威**となっている。

ロシア

ロシアの対外的な活動、軍事動向等は、今回のウクライナ侵略等によって、国際秩序の根幹を揺るがし、欧州方面においては安全保障上の最も重大かつ直接の脅威と受け止められている。また、我が国を含むインド太平洋地域におけるロシアの対外的な活動、軍事動向等は、**中国との戦略的な連携と相まって、安全保障上の強い懸念**である。

- 2 「戦略」は、**戦後の我が国の安全保障政策を実践面から大きく転換**。今後取り組む施策の代表的なものは次のとおり。
 - ①「**自由で開かれたインド太平洋**」というビジョンの下での**外交の展開**
 - ②**反撃能力の保有**を含む防衛力の抜本的強化
 - ③防衛力抜本的強化を補完し、不可分一体のものとして、**総合的な防衛体制を強化**
 - ④安全保障上意義が高い防衛装備移転等を円滑に行うための**防衛装備移転三原則や運用指針等の見直しの検討**
 - ⑤**能動的サイバー防御の導入とサイバー安保を一元的に総合調整する組織の新設**
 - ⑥**海上保安能力の大幅な強化と体制の拡充**
 - ⑦**経済安全保障政策の促進**
- 3 **2027年度において、防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組をあわせ**、そのための予算水準が現在の**GDPの2%に達するよう**、所要の措置を講じていく。
- 4 我が国は、普遍的価値に基づく政策を掲げ、国際秩序の強化に向けた取組を確固たる覚悟を持って主導していく。

(出所) 政府資料を基に作成

イ 国家防衛戦略

○策定の趣旨

戦後、最も厳しく複雑な安全保障環境の中で、防衛力の抜本的強化とともに、国全体の防衛体制の強化を、戦略的発想を持って実施していく必要がある。このような認識の下、**防衛目標とその達成のためのアプローチ**等を示す「国家防衛戦略」を策定

○戦略環境の変化

中国：軍事力の質・量を急速に強化し、東シナ海等で活動を活発化させるなど、我が国と国際社会の深刻な懸念事項。**これまでにない最大の戦略的な挑戦**

北朝鮮：弾道ミサイルの関連技術・運用能力を急速に向上させるなど、**従前よりも一層重大かつ差し迫った脅威**

ロシア：ウクライナ侵略は国際秩序の根幹を揺るがすもの。北方領土を含む極東地域でも軍事活動を活発化。**中国との戦略的な連携と相まって防衛上の強い懸念**

○防衛上の課題

脅威は「能力」と「意思」の組み合わせで顕在化するところ、「意思」把握は困難であるため、相手の「能力」に着目した防衛力が必要

○我が国の防衛の基本方針

・ 3つの防衛目標

- (1) 力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出
- (2) 現状変更やその試みを、同盟国、同志国等と協力・連携して抑止・対処
- (3) 万一、我が国への侵攻が生じた場合、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除

・ 防衛目標を達成するための3つのアプローチ

- (1) 我が国自身の防衛体制の強化
 - ・防衛力の抜本的強化（抑止の鍵となるのは、ミサイル防衛によりミサイルの飛来を防ぎつつ、**更なる武力攻撃を防ぐための、スタンド・オフ防衛能力等を活用した「反撃能力」**）
 - ・国全体の防衛体制強化
- (2) 日米同盟による抑止力と対処力を更に強化
- (3) 同志国等との連携の強化（豪、印、英・仏・独・伊、韓国等）

○防衛力の抜本的強化に当たって重視する能力

- ・ 侵攻そのものを抑止するために、遠距離から侵攻戦力を阻止・排除
 - ①**スタンド・オフ防衛能力**、②**統合防空ミサイル防衛能力（反撃能力を含む）**
- ・ 万一、抑止が破られた場合、領域横断して優越を獲得し、非対称的な優勢を確保
 - ③**無人アセット防衛能力**、④**領域横断作戦能力**、⑤**指揮統制・情報関連機能**
- ・ 迅速かつ粘り強く活動し続けて、相手方の侵攻意図を断念
 - ⑥**機動展開能力・国民保護**、⑦**持続性・強靱性**

○いわば防衛力そのものとしての**防衛生産・技術基盤の強化**○防衛力の中核である自衛隊員の能力を発揮するための**人的基盤等の強化**

(出所) 政府資料を基に作成

ウ 防衛力整備計画

1. 自衛隊の能力等に関する主要事業

- (1) **スタンド・オフ防衛能力**
 - ・ **12 式地对艦誘導弾能力向上型（地・艦・空発）、島嶼防衛用高速滑空弾、極超音速誘導弾**の開発・試作、量産
 - ・ **トマホーク等の外国製スタンド・オフ・ミサイル**の着実な導入
- (2) **統合防空ミサイル防衛能力**
 - ・ **極超音速滑空兵器（HGV）** 対処用レーダー・迎撃ミサイルの能力向上
 - ・ **イージス・システム搭載艦**の整備
- (3) **無人アセット防衛能力**
 - ・ **情報収集等用UAV、多用途・攻撃型UAV、USV**等の取得
- (4) **領域横断作戦能力**
 - ・ 宇宙を活用した情報収集、通信の能力向上
 - ・ **サイバー体制の強化（R9年までに部隊規模4千人、関連要員2万人）**
 - ・ **電磁波領域の能力向上、指向性エネルギー技術の早期装備化**
- (5) **指揮統制・情報関連機能**
 - ・ 目標の探知・追尾能力獲得を目的とした**衛星コンステレーション**の構築
- (6) **機動展開能力・国民保護**
 - ・ 輸送機等の取得、**南西地域における補給拠点**の整備
- (7) **持続性・強靱性**
 - ・ **所要の弾薬・誘導弾**を早期整備
 - ・ 部品不足による非可動を解消し、**装備品の可動数を最大化**
 - ・ **主要司令部等の地下化**、施設の重要度に応じた構造強化、災害対策

2. 自衛隊の体制等

- (1) 統合運用の実効性強化に向けて、常設の統合司令部を創設
- (2) 第15旅団の師団化。通信学校をシステム通信・サイバー学校に改編
- (3) 護衛艦、掃海艦艇等を一元的に管理する水上艦艇部隊に改編
- (4) 「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に改称

3. 所要経費等

- (1) R5年度からR9年度までの防衛力整備の水準に係る金額は、43兆円程度
- (2) 各年度の予算編成に伴う防衛関係費は、40.5兆円程度
- (3) 新たに必要なる事業に係る契約額（物件費）は43.5兆円程度
- (4) 財源の確保については、歳出改革、決算剰余金の活用、税外収入を活用した防衛力強化資金の創設、税制措置等、歳出・歳入両面において所要の措置を講ずる。

(出所) 政府資料を基に作成

(2) 安保三文書策定後の主な動向

第211回国会において、防衛費増額に必要な財源確保のための防衛力強化資金の創設などを柱とする防衛財源確保法と、防衛産業による装備品等の安定的な製造等の確保に必要な施策等が盛り込まれた防衛生産基盤強化法が成立した。

防衛費の規模をめぐり、第212回国会の質疑等においては、円安や資材価格の高騰によって装備品の価格が上昇し、5年間の総額が43兆円の枠内に収まらないのではないかと疑義も呈されたが、政府は、43兆円を超過することは考えていないとの認識を示している。

また、国家防衛戦略及び防衛力整備計画に陸海空自衛隊の一元的な指揮を行い得る常設の統合司令部を創設することが明記されたことを受けて、2024（令和6）年度防衛関係予算に統合作戦司令部（仮称）の創設が盛り込まれており、今後の法律改正も見込まれる。このほか、同予算には、スタンド・オフ防衛能力（各種スタンド・オフ・ミサイルの整備）、統合防空ミサイル防衛能力（イージス・システム搭載艦の整備）、持続性・強靱性（弾薬の確保、装備品等の維持整備、施設の強靱化）といった、安保三文書が重視する分野に関連する経費も多数計上されている。

スタンド・オフ防衛能力に関しては、政府はスタンド・オフ・ミサイルの早期整備を目指しており、米国製のトマホークの取得と国産の12式地対艦誘導弾能力向上型（地上発射型）の配備について、当初計画の2026（令和8）年度から2025（令和7）年度への1年前倒しを既に決定している。

3 防衛装備移転三原則等の改正等

(1) 改正の経緯

国家安全保障戦略等において、防衛装備移転の推進が示されたことなどを背景に、自民、公明両党の実務者で構成されるワーキングチーム（以下「与党WT」という。）は、移転三原則等の見直しに向けた協議を行い、2023（令和5）年12月13日、防衛装備移転に係る提言をとりまとめ、同月15日、岸田総理に提出した。これを受け、政府は、同月22日、防衛装備移転三原則とその運用指針を改正した。

(2) 改正内容の概要

新たな防衛装備移転三原則等は、米国以外の国からのライセンス生産品についても、部品に加え完成品もライセンスバックを可能とするなど、防衛装備の移転基準が緩和されたものとなっている。

防衛装備移転三原則等改正による移転基準緩和の主なポイント

	改正前	改正後
ライセンス生産品の提供	米国からのライセンス生産品に係る部品に限り、米国へのライセンスバックと米国からの第三国移転が可能	米国とそれ以外の国からのライセンス生産品について、部品、 <u>完成品</u> ともに、ライセンスバックが可能 ※ただし、自衛隊法上の武器 ⁵ に該当するライセンス生産品を、ライセンス元国以外の国に更に提供する場合には、我が国の安全保障上の必要性を考慮して特段の事情がない限り、武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国への提供は不可
修理等の役務の提供	民間事業者が行う修理等の役務提供は米軍向けに限定	米国以外の外国軍隊に対しても修理等の役務提供が可能
部品の移転	5類型（救難、輸送、警戒、監視及び掃海）に該当しない限り移転不可	我が国との間で安全保障面での協力関係がある国に対しては、 <u>部品</u> については、 <u>総じて移転可能</u> ※防衛装備移転三原則上の部品の定義を明確化
被侵略国への非武器支援	国際法違反の侵略を受けているウクライナに対する自衛隊法第 116 条の 3 の規定に基づく装備品等の移転のみ可能 ※自衛隊不用品の無償・低額譲渡であり、開発途上国に限定。武器・弾薬や有償での移転は対象外	<u>国際法に違反する侵略や武力の行使又は武力による威嚇を受けている国</u> に対して、自衛隊法上の武器に該当しない装備品の移転が可能 ※開発途上国以外も含め、有償による新品の移転も可能
5類型（救難、輸送、警戒、監視及び掃海）	5類型に必要な武器が移転可能か不明確	① 5類型に係る本来業務を実施する上で必要な自衛隊法上の武器と②自己防護のための自衛隊法上の武器を搭載しての移転が可能 ⁶
国際共同開発・生産	パートナー国との国際共同開発・生産と、パートナー国からの第三国移転のみ可能	左記に加え、 <u>パートナー国が完成品を移転した第三国への、我が国からの補用品（部品）や技術の直接移転</u> が可能

（出所）内閣官房資料等を基に作成

(3) 継続協議事項

国際共同開発・生産については、パートナー国が完成品を移転した第三国への我が国が

⁵ 火器、火薬類、刀剣類その他直接人を殺傷し、又は武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械、器具、装置等をいう（なお、本来的に、火器等を搭載し、そのもの自体が直接人の殺傷又は武力闘争の手段としての物の破壊を目的として行動する護衛艦、戦闘機、戦車のようなものを含み、部品を除く。）

⁶ 本来業務を実施に必要な武器の例としては「あわじ」型掃海艦に搭載される 20 ミリ機関砲（機雷処分用）が、自己防護のための武器の例としては輸送艦「おおすみ」に搭載される 20 ミリ機関砲（ミサイル迎撃用）が挙げられる。

らの部品・技術の直接移転が可能となった一方、完成品の直接移転は見送られ、与党WTにおいて継続協議となっている。政府は、国際共同開発品である次期戦闘機に係る日英伊3か国協議が今春に本格化することから、2024（令和6）年2月末までに結論を出すよう、与党WTに求めたことも報じられている⁷。

また、防衛装備の海外移転が可能な5類型への新たな業務の追加や類型自体の撤廃など、5類型の在り方の見直しも、与党WTにおいて継続協議となっている。

(4) パトリオットミサイルの移転

政府は、防衛装備移転三原則等の改正を行った2023（令和5）年12月22日、米国からのライセンス生産品で自衛隊が保有する地上配備型の迎撃ミサイル「パトリオット」を同国へ輸出する方針を決定した。これは、2014（平成26）年の三原則策定以降、殺傷能力のある武器の完成品の海外移転として初めてのものである⁸。

なお、日米両政府は、日本から輸出したパトリオットを米国から第三国へ輸出しないことを確認しているが、米国の在庫を日本が補てんすることで、米国内にあったパトリオットをウクライナへ供与しやすくなるため、間接的なウクライナの戦闘支援につながるなどの指摘がなされている⁹。パトリオットの米国移転の決定を受けて、ロシアは、日本が輸出したパトリオットは最終的にウクライナに渡る可能性があり、そうした事態が確認された場合は「ロシアへの敵対行為とみなされ、二国間関係において日本に最も深刻な結果をもたらすだろう」と警告している¹⁰。

4 防衛関係予算等

(1) 5年間の防衛力整備水準等

防衛力整備計画では、2023（令和5）年度から5年間に必要な防衛力整備の水準に係る金額は43兆円程度¹¹とされている。

また、各年度の予算の編成に伴う防衛関係費は、一定の措置¹²を別途とることを前提として、40兆5,000億円¹³程度（2027（令和9）年度は8兆9,000億円程度）とされている。

さらに、同計画に定められたこれらの金額とは別に、国家安全保障戦略では、2027（令和9）年度において、防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組を合わせ、そのための予算水準を現在のGDP比2%に達するよう所要の措置を講ずることが示されている¹⁴。

⁷ 『読売新聞』（2023.12.23）、『毎日新聞』（2023.12.23）

⁸ 『東京新聞』（2023.12.23）

⁹ 『朝日新聞』（2023.12.24）

¹⁰ 『朝日新聞』（2023.12.28）、『産経新聞』（2023.12.28）

¹¹ 円安や資材価格の高騰により装備品の価格が上昇し、5年間の総額が43兆円の枠内に収まらないのではないかと指摘もなされたが、政府は、43兆円を超過するということは考えていない旨説明している（2023（令和5）年10月27日 衆・予算委、木原稔防衛大臣答弁）。

¹² 一定の措置とは、①自衛隊施設等の整備の更なる加速化を事業の進捗状況等を踏まえつつ機動的・弾力的に行うこと（1兆6,000億円程度）、②一般会計の決算剰余金が想定よりも増加した場合にこれを活用すること（9,000億円程度）である。

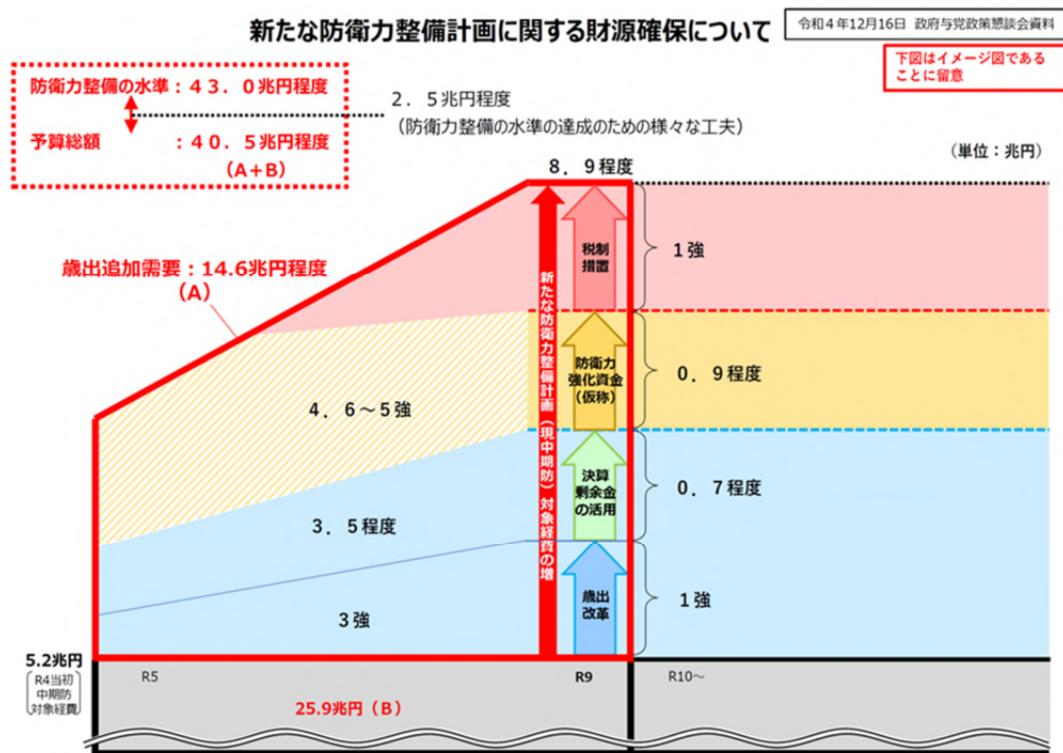
¹³ この40兆5,000億円と、前掲脚注2の①と②の合計額である2兆5,000億円を足すと、43兆円となる。

¹⁴ 対GDP比2%は約11兆円規模である。国家安全保障戦略では、防衛力の抜本的強化を補完する不可分一

同計画を実施するための財源の確保については、歳出改革、決算剰余金の活用、税外収入を活用した防衛力強化資金、税制措置等において所要の措置を講ずることとされている。

税制措置の開始時期について、政府は、2024（令和6）年度から実施する環境にはない¹⁵として、「令和6年度税制改正の大綱」に時期を明記していないことから、実施は2025（令和7）年度以降にずれ込む見通しである。

なお、2023（令和5）年度に3兆3,806億円が繰り入れられた防衛力強化資金については、2024（令和6）年度予算では繰入れは計上されていない。



(出所) 財務省資料

(2) 2024（令和6）年度防衛関係費

2024（令和6）年度予算においては、防衛力整備計画期間内の防衛力抜本的強化の実現に向け、過去最大の7兆7,249億円（対前年度当初予算1兆1,248億円（17.0%）増）が計上されている。

本予算における主な事業は、次頁のとおりである。

体の取組として、研究開発、公共インフラ整備、サイバー安全保障、我が国及び同志国の抑止力の向上等のための国際協力の4分野が挙げられている。

¹⁵ 2023（令和5）年10月27日 衆・予算委、岸田文雄内閣総理大臣答弁

<p>1 スタンド・オフ防衛能力【約7,127億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12式地对艦誘導弾能力向上型（地発型・艦発型・空発型）の開発（176億円） ・極音速誘導弾の開発（725億円） ・新地对艦・地对地精密誘導弾の開発（323億円） ・トマホーク発射機能の艦艇への付加（2億円） <p>2 総合防空ミサイル防衛能力【約1兆2,284億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イージス・システム搭載艦の建造等（2隻：3,731億円） ・GPI（滑空段階迎撃用誘導弾）の日米共同開発（757億円） ・移動式警戒管制レーダー（TPS-102A）の取得（72億円） <p>3 無人アセット防衛能力【1,146億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・UAV（中域用）機能向上型の取得（6式：96億円） ・戦闘支援型多目的USVの研究（248億円） 	<p>4 領域横断作戦能力【約1兆6,401億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SDA（宇宙領域把握）衛星の整備（172億円） ・リスク管理枠組み（RMF）の実施（365億円） ・対空電子戦装置の取得（2式：62億円） ・新型FFMの建造（2隻：1,740億円） ・戦闘機（F-35B）の取得（7機：1,282億円） <p>5 指揮統制・情報関連機能【約4,248億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システムの維持・整備（614億円） <p>6 機動展開能力・国民保護【約5,653億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機動舟艇の取得（3隻：173億円） ・民間輸送力活用事業（305億円） <p>7 持続性・強靱性【約2兆9,422億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弾薬の確保（4,015億円） ・装備品等の維持整備（1兆9,094億円） ・施設の強靱化（6,313億円）
--	--



12式地对艦誘導弾能力向上型
(イメージ)



イージス・システム搭載艦
(イメージ)



トマホーク発射機能(イメージ)



戦闘支援型多目的USVの研究
(イメージ)



新型FFM(イメージ)

注：赤字は新規事業

(出所) 防衛省資料を基に作成

防衛予算（三分類）

(単位:億円)

区分	令和5年度予算額		令和6年度予算額	
		対前年度増△減額		対前年度増△減額
防衛関係費	66,001 (68,219)	14,213[27.4] (14,214[26.3])	77,249 (79,496)	11,248[17.0] (11,277[16.5])
人件・糧食費	21,969	229[1.1]	22,290	320[1.5]
物件費	44,032 (46,250)	13,984[46.5] (13,985[43.3])	54,960 (57,206)	10,927[24.8] (10,957[23.7])
歳出化経費	25,182 (26,531)	5,531[28.1] (5,958[29.0])	37,928 (39,480)	12,745[50.6] (12,949[48.8])
一般物件費	18,850 (19,719)	8,453[81.3] (8,027[68.6])	17,032 (17,727)	△1,818[△9.6] (△1,992[△10.1])

(説明)

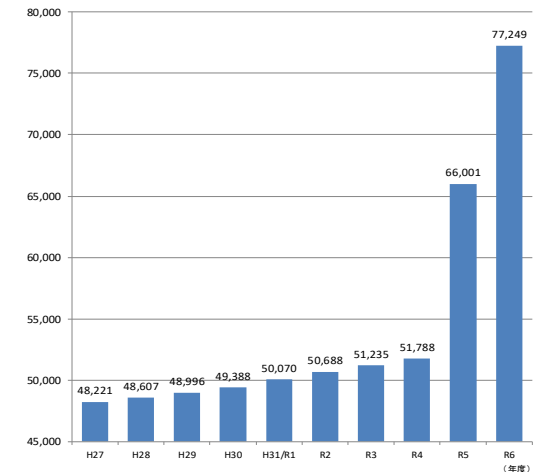
- ・[]は、対前年度伸率(%)である。
- ・計数については、四捨五入によっているので計と符合しないことがある。
- ・「防衛関係費」の行の下段()内は、SACO関係経費、米軍再編関係費のうち地元負担軽減分を含んだものである。
- ・「防衛関係費」は、防衛省が所管する経費に、防衛省のシステムに係るデジタル庁所管経費を含めたものである。

(出所) 防衛省資料を基に作成

なお、本予算におけるFMS調達の前年度予算額は9,316億円で、前年度当初予算額に比べ約5,452億円減少している。

主な事業としては、F-35Aの取得（8機）に1,120億円、F-35Bの取得（7機）に1,282億円、SM-3ブロックIIAの取得に699億円が計上されている。

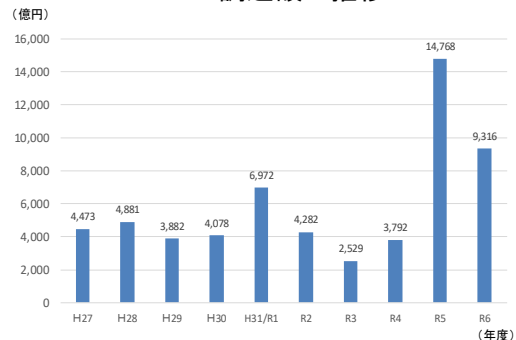
防衛関係費の推移



※ SACO関係経費及び米軍再編関係費のうち地元負担軽減分に係る経費等を含む事項要求を除き、防衛省のシステムに係るデジタル庁所管経費を含む。

(出所) 防衛省資料を基に作成

FMS調達額の推移



※ 令和4年度までは調達実績額、令和5年度は当初予算額、令和6年度は当初予算案における要求額

(出所) 防衛省資料を基に作成

5 在日米軍

(1) 普天間飛行場移設問題

政府は、普天間飛行場の名護市辺野古への移設について、「辺野古移設が唯一の解決策であるとの方針に基づき、着実に工事を進めていくことが、普天間飛行場の一日も早い全面返還を実現し、その危険性を除去することにつながる」¹⁶との立場を堅持している。しかし、沖縄県には県内移設に反対する意見が存在し、その是非が県知事選挙等における主要な争点の1つとなってきた。2022（令和4）年9月11日に実施された沖縄県知事選挙では、辺野古移設反対を訴えた玉城知事が再選され、本問題をめぐる国と県との対立が続いてきた。

政府は現在、代替施設の建設に向けて辺野古の埋立工事を進めており、キャンプ・シュワブ南側（約41ha）については2021（令和3）年4月に陸地化が完了した。しかし、海底に軟弱地盤が広がる大浦湾側については、沖縄県が2021（令和3）年11月、防衛省が提出していた辺野古埋立ての設計変更承認申請を不承認としたため、未着手となっていた。この不承認処分をめぐっては、沖縄県が2022（令和4）年8月から9月にかけて、同処分を取り消した国土交通大臣の裁決等を不服として国に対し3件の訴訟を提起し、このうち2件については2023（令和5）年9月4日までに沖縄県の敗訴が確定した。これを受けて、斉藤国土交通大臣は同年10月、国が県に代わって承認する代執行のための訴訟を福岡高裁那覇支部に提起した。福岡高裁那覇支部は12月、沖縄県に承認を命じる判決を言い渡したが、沖縄県が従わなかったため、政府は沖縄県に代わって設計変更を承認する代執行に踏み切り、2024（令和6）年1月、大浦湾側の埋立工事に着手した。沖縄県は福岡高裁那覇支部の判決を不服として最高裁に上告しているが、最高裁で沖縄県側が逆転勝訴しない限り代執行の効力を止めることはできない。

政府は、軟弱地盤の改良工事を含む代替施設の総工費を約9,300億円、提供手続完了までに要する期間を約12年と見積もっており¹⁷、代替施設の供用開始は早くても2030年代後半になるものとみられる。

(2) PFAS¹⁸による水質汚染問題

近年、普天間飛行場（沖縄県）や横田飛行場（東京都）等、各地の在日米軍基地周辺の河川や地下水等から、国の暫定指針値（PFOS・PFOAの合計値で50ng/l）を超える濃度のPFASが検出され、周辺住民に不安視されている。

米軍基地が集中する沖縄県では、2016（平成28）年に北谷浄水場やその取水源からPFASが検出されたことを契機としてPFASの問題に対する関心が高まっていたが、最近では沖縄県以外の米軍基地でも、基地周辺の地下水等から国の暫定指針値を上回る濃度の

¹⁶ 防衛省ホームページ「木原防衛大臣記者会見」令和5年9月13日

¹⁷ 2019（令和元）年12月公表

¹⁸ PFASとは、有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称であり、1万種類以上の物質があるとされる。このうち、撥水・撥油性や熱・化学的安定等を示すものが泡消火薬剤やフライパン、半導体用反射防止剤などに幅広く使用されてきたが、分解されにくく、人体や環境に蓄積して悪影響を及ぼす可能性が指摘されていることから、一部の物質（PFOS及びPFOA）が、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律において、制限の対象物質として指定されている。

P F A Sが検出されたり、漏出の事案が明らかになる例が相次いでいる。

2015（平成27）年に締結された日米地位協定環境補足協定では、環境に影響を及ぼす事故が発生した場合における米軍基地への立入調査の процедуруを定めているが、同手続は、環境に影響を及ぼす事故（漏出）が現に発生し、米軍から通報が行われることを前提としている。このため、これらの条件に該当しない、基地周辺で検出されたP F A S汚染の原因を特定するための立入調査については、在日米軍が持つ米軍施設・区域に対する排他的な管理権に阻まれ、必ずしも関係自治体の要望通りには実現していない。

近年の主なP F A S漏出事案

基地名	主な事案等
横田基地 （東京都）	2010～12年に3回にわたり泡消火剤の漏出事故が発生していたことを米軍が2019年1月に防衛省に伝達していたが、防衛省が関係自治体に伝えたのは2023年6月だったことが2023年7月に報じられた。 また、2023年1月にも泡消火剤（代替品）の漏出事故が発生していたことが同年11月に報じられた。汚染水からはP F O S及びP F O Aが検出されており、代替品にはP F O S及びP F O Aは含まれていないとしていた米軍の説明が偽りだった可能性も指摘されている。
厚木基地 （神奈川県）	2022年9月、泡消火剤が基地内で漏出し、汚染された水の一部が基地外に漏れたと見られる。翌10月に行われた立入調査による検査の結果、基地内の調整池において国の暫定指針値の18倍に当たる濃度のP F A Sが検出された。
横須賀基地 （神奈川県）	2022年5月、同基地内の排水から国の暫定指針値を超える濃度のP F A Sが検出された。同基地は活性炭フィルターを設置する措置を講じたが、2023年7月、「原因の特定は困難」と結論付けた。

（出所）報道等に基づき作成

6 自衛隊の処遇等の改善

(1) ハラスメントへの対応

自衛隊では、かねてよりパワハラ、セクハラ、いじめ等のハラスメント事案が多く発生し問題となっており、これに対処するための施策が進められてきた。しかし、2022（令和4）年6月、性被害を契機に陸上自衛隊を退職に追い込まれた女性が自らが受けた性被害を实名で公表するというセクハラ事案が明らかになった。本事案を受け、防衛省は、同年9月にハラスメントに関する特別防衛監察の実施と、ハラスメント対策の抜本的見直しのための有識者会議¹⁹の設置を決定し、2023（令和5）年8月、監察結果の報告書と有識者会議の提言を公表した。同報告書では、同省のハラスメント相談窓口に不完全な対応等があったとされ、また、当該提言には、防衛省・自衛隊が取り組むべき具体的施策の方向性等が盛り込まれた。同年12月には、同省は特別防衛監察に関する進捗状況等を公表し、これまでに245人に対し懲戒処分等を行ったことを明らかにした。

同年8月の同報告書等の公表から3か月が過ぎた同年10月、特別防衛監察で報告を上げていなかった新たなセクハラ事案が海上自衛隊で発覚した。当該事案の発覚を受け、木原防衛大臣は全てのハラスメント案件に対して厳正な措置を求める指示を発出し、同省において緊急の調査が開始された。

¹⁹ 防衛省ハラスメント防止対策有識者会議（座長：只木誠中央大学法学部教授）

同省では、2024（令和6）年1月をハラスメント防止月間に指定し、ハラスメント防止教育等を集中的に実施することとしている。

2024（令和6）年度予算においては、ハラスメント防止対策（各種教育機会等の充実）として、0.6億円が計上されている。

（2）人材確保に向けた課題

自衛隊員は、我が国の防衛力の中核であり、人材確保と能力・士気の向上は防衛力の強化に不可欠であるとされるが、近年、急速に進む少子高齢化と人口減少等を背景として自衛官の採用環境は厳しく、自衛官の定員に対する充足率は100%に満たない状況が続き、特に「士」の区分は、充足率が70～80%程度にとどまっている。そうした中、自衛隊では、隊員の処遇や職場・生活環境の改善、女性自衛官の活躍推進、ワークライフバランスの推進等、恒常的な課題の解決に向けた取組を進めている。

2023（令和5）年2月には自衛隊の人材確保策などを検討する有識者検討会²⁰が設置され、同年7月、報告書が公表された。同報告書には、人的基盤の強化に資する施策の方向性として、任期制自衛官等への既卒者の採用の強化、民間の高度人材を任期付きで採用する「特定任期付自衛官制度」の創設、再任用の活用と中途退職の抑制、任務の特殊性を踏まえた給与・手当の増額等の処遇改善、生活・勤務環境の改善、低充足が常態化している予備自衛官等の制度改革等が盛り込まれた。

現在、防衛省において、自衛官の任務の特殊性を踏まえた処遇の改善策を検討するため、自衛官の勤務実態調査や諸外国の軍人の給与制度等の調査が実施されている。

2024（令和6）年度予算においては、人的基盤の強化として、募集業務の充実及び再就職支援の充実・強化に26.8億円、女性活躍、働き方改革及び生活・勤務環境改善の推進に3,984.1億円などが計上されている。

7 能登半島地震に係る自衛隊の災害派遣

2024（令和6）年1月1日午後4時10分頃、石川県能登地方を震源とする最大震度7の地震が発生した。同日午後4時45分に馳石川県知事からの災害派遣要請を受理したことを受けて、防衛省は翌2日午前10時40分、陸自中部方面総監を長として、陸海空の自衛隊を束ねて運用する統合任務部隊（JTF）を1万人規模で編成した。以後、自衛隊は、倒壊した家屋の下敷きとなった住民の救助や、救援物資（糧食、飲料水、毛布、燃料等）の輸送支援、生活支援（給水、給食、入浴等）、衛生支援（診療、患者輸送等）などの活動を実施している。

土砂崩れ等による道路の寸断や火災・津波による被害、ビル・家屋の倒壊、集落の孤立、停電・断水など、被害の状況が日を追うごとに明らかになる中、現地に投入される自衛隊員も1月2日に約1,000人が投入されたのを皮切りに、3日に約2,000人、4日に4,600人と逐次増員されてきた。このような投入方法に対しては「初動が遅い」、「逐次投入になっている」との批判の声もあるが、木原防衛大臣は「（能登半島の先端で特に被害が大きく、

²⁰ 防衛省・自衛隊の人的基盤の強化に関する有識者検討会（座長：齋野彦弥横浜国立大学大学院教授）

道路が寸断されているといった) 今回の災害の特性を踏まえ、初期の段階では空中機動力を重視した航空機を活用した被害状況の把握に努めていた」、「道路の啓開の進捗、そして生活支援の質及び量の向上等も踏まえ、必要に応じて部隊を増強させていくという考え」と説明している²¹。

また、自衛隊は、1月3日の岸田総理大臣の指示を踏まえ、自衛官400人態勢で「御用聞き隊」を編成し、各避難所をまわり自治体が十分に把握しきれない被災者の細かな要望の聞取りも実施している。

能登地震発生の直後から、米国を含むG7諸国、中国や台湾など数十の国・地域から物的・人的支援の申し出があったが、受入れ態勢の構築に人手を要することから政府は当面、米国以外からの物的・人的支援は受け入れない方針である。他方、在日米軍による協力については受け入れる方向で調整を行った結果、在日米軍は1月17日から、小松基地から能登空港への物資の輸送支援を開始した。在日米軍は、東日本大震災(2011(平成23)年)及び熊本地震(2016(平成28)年)においても協力を実施した実績がある。

発災直後の防衛省・自衛隊の主な対応

月日	時刻	自衛隊の対応
1.1	16:10 16:30 16:45	<ul style="list-style-type: none"> 能登地方を震源とする地震発生 自主派遣による災害派遣により航空偵察等を実施 石川県知事より災害派遣要請を受理 空自輪島分屯基地に避難を要する住民を最大約1,000名を受入れ
1.2	10:40	<ul style="list-style-type: none"> 陸海空による統合任務部隊を編成(約1万人態勢) 陸海空計約1,000人で人命救助活動等を実施
1.3		<ul style="list-style-type: none"> 岸田総理大臣が、自衛隊に各避難所をまわりニーズをきめ細かく把握して輸送・提供を行うよう指示 陸海空計約2,000人に増員
1.4		<ul style="list-style-type: none"> 陸海空計約4,600人に増員 海自のエアクッション艇(LCAC)にて大川浜への救援物資の搬送を実施
1.5		<ul style="list-style-type: none"> 陸海空計約5,000人に増員 予備自衛官、即応予備自衛官の災害招集決定 陸自が珠洲市等において道路啓開を実施
1.6		<ul style="list-style-type: none"> 陸海空計約5,400人に増員 珠洲市上戸小学校にて入浴支援活動を実施
1.7		<ul style="list-style-type: none"> 陸海空計約5,900人に増員
1.8		<ul style="list-style-type: none"> 陸海空計約6,100人に増員
1.9		<ul style="list-style-type: none"> 陸海空計約6,300人に増員 即応予備自衛官が生活支援活動を開始
1.10		<ul style="list-style-type: none"> 医師又は看護婦の資格を有する予備自衛官を部隊に受入れ

(出所) 統合幕僚監部資料及び報道に基づき作成

内容についての問合せ先
 安全保障調査室 小池首席調査員(内線 68620)

²¹ 防衛省ホームページ「木原防衛大臣記者会見」令和6年1月6日及び9日